

五泉市農業委員会

令和5年 第11回 定例総会議事録

会議開催 令和5年11月30日(木) 午後2時00分
場 所 五泉市福祉会館 3階 大会議室

出席委員(19人)

1 番 (欠席)	2 番 渡辺 清滋
3 番 今井 聡	4 番 亀山 公子
5 番 大槻 彰吉	6 番 高橋 喜美子
7 番 川村 孝雄	8 番 林 毅
9 番 権平 孝男	10 番 金子 信行
11 番 小泉 和吉	12 番 長谷川 亘
13 番 渡邊 利雄	14 番 羽賀 隆
15 番 阿部 伸由	16 番 樋口 勝俊
17 番 酒井 美奈子	18 番 加藤 健一
19 番 (欠席)	

欠席委員

1 番 大湊 弘明	19 番 松尾 タカ子
-----------	-------------

関係説明者

局 長 山口 広也	次 長 渡辺 純子
村松事務所長 本間 泰巳	係 長 阿部 隆

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地転用事業変更承認申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農
地利用集積計画について

局 長 それでは、ご案内の時間となりましたので、令和 5 年第 11 回定例総会を開催いたします。

本日、松尾会長は「全国農業委員会会長代表者集会」並びに「県選出国會議員要請」に出席のため東京都へ出張しておりますので、会議規則第 4 条および第 16 条の規定により加藤代理よりあいさつをいただき、引き続き議長として進行をお願い致します。

加藤代理 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和 5 年 第 11 回総会を開会いたします。

日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19 人中、17 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

なお、1 番 大湊弘明 委員、19 番 松尾会長より欠席の通告がありましたので報告いたします。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日 1 日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号 5 番 大槻彰吉 委員、6 番 高橋喜美子 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局阿部係長にお願いします。

続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。調査班の班長 11 番 小泉和吉 委員から報告してもらいます。

調査班長（小泉和吉 委員）

はい議長。議席番号 11 番、現地調査班 小泉です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 11 月の農地パトロールを実施しました。本日 9 時から私ほか、瀧澤 推進委員、齋藤 推進委員、事務局の本間所長、阿部

係長で管内を見て参りました。

五泉地区においては船越、橋田、寺沢 3 丁目、木越、不動堂、菅出、土堀、笹堀、論瀬、一本杉、三本木、村松地区においては村松字御堂入、矢津、木越荒屋 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。
最初に、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第 3 条の規定による許可申請は、総数 4 件で、売買が 1 件、贈与が 1 件、賃貸借が 1 件、使用貸借が 1 件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3 ページをご覧ください。番号 1 番は、売買の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、田 2 筆、合計面積 2,042 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

5 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 2 番は、贈与の案件となります。譲渡人の経営規模拡大のため、畑 1 筆、面積 730 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

6 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 3 番は、賃貸借の案件となります。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 2 筆、合計面積 1,982 m²を議案書記載の金額で貸借するものです。

7 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4 ページをご覧ください。番号 4 番は、使用貸借の案件となります。

譲渡人の経営移譲年金の受給資格維持のため、田 2 筆、合計面積 1,503 m²を親子間で貸し借りするものです。

8 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（小泉和吉 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は船越地内の休耕田、番号 2 番は矢津地内の畑とありますが田でありました。番号 3 番は三本木地内の田、番号 4 番は一本杉地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第 4 条の規定による許可申請は総数 2 件です。

11 ページをご覧ください。番号 1 番は令和 2 年に許可を受けているものの更新となります。矢津地内の登記地目 畑 1 筆、面積 996 m²のうち、0.37 m²を太陽光発電設備、具体的には支柱を設置する一時転用であります。申請内容は、ソーラーパネルの支柱を設置し、パネルの下部で「みょうが」を作付するものであります。

21 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア - (イ) - c」であります。申請地は、矢津地内の農振農用地と判定され、本来転用は

認められませんが、一時転用については認められております。太陽光発電設備を設置し、下部で営農する、営農型発電施設のための一時転用であり、やむを得ないものと判断いたしました。

11 ページに戻っていただき、番号 2 番は令和 2 年に許可を受けているものの更新となります。木越荒屋地内の登記地目 畑 1 筆、面積 1,217 m²のうち、0.92 m²を太陽光発電設備、具体的には支柱を設置する一時転用であります。

申請内容は、ソーラーパネルの支柱を設置し、パネルの下部で「みょうが」を作付するものであります。

31 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア - (イ) - c」であります。申請地は、木越荒屋地内の農振農用地と判定され、本来転用は認められませんが、一時転用については認められております。

太陽光発電設備を設置し、下部で営農する、営農型発電施設のための一時転用であり、やむを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（小泉和吉委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は矢津地内の太陽光発電施設の設置された畑、番号 2 番は木越荒屋地内の太陽光発電施設の設置された畑でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、議第 3 号 農地転用事業計画変更承認申請について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業変更承認申請は総数 2 件で用途の変更が 1 件、期間の変更が 1 件となっております。

35 ページをご覧ください。番号 1 番は砂利採取に伴う搬出入路などとして令和 4 年に一時転用許可を受けておりましたが、砂利採取に用途を変更するものであります。

番号 2 番は砂利採取のため令和 4 年に一時転用許可を受けておりましたが、期間を延長するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 3 号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 3 号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認されました。

続きまして、「議第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第 5 条の規定による許可申請は、総数 2 件で、売買が 1 件、賃貸借が 1 件であります。

53 ページをご覧ください。番号 1 番は村松字御堂入地内の畑 1 筆、面積 51 m²を宅地の拡張、具体的には駐車場、雪下ろし場とする永久転用案件で、売買となります。

61 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(c)」であります。

申請地は、村松字御堂入地内の都市計画用途地域内のため、第 3 種農地と判定されます。第 3 種農地は原則的に転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考

えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

53 ページに戻っていただき、番号 2 番から番号 4 番はひとつの案件であります。一本杉地内の登記地目 田 4 筆、畑 7 筆、合計面積 4,192.32 m²を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸借となります。

69 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-（イ）-c」であります。申請地は、一本杉地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 （小泉和吉 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は村松字御堂入地内の畑、番号 2 番は一本杉地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」の、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい。議長説明いたします。

73 ページをご覧ください。今月は 5 件の申し出がありました。

番号 1 番のから番号 5 番の内容については、令和 5 年 11 月 15 日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号 1 番から番号 5 番は、売買の案件です。

番号 1 番は、合計面積 2,042 m²、番号 2 番は、合計面積 3,526 m²、番号 3 番は、面積 644 m²、番号 4 番は、面積 634 m²、番号 5 番は、面積 264 m²、これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

なお、番号 3 番から番号 5 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人が隣接する農地を所有しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「通常案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

130 ページの番号 44 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、「通常案件」の番号 44 番について事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長

阿部係長 はい。議長説明いたします。

130 ページをご覧ください。番号 44 番は、利用権の再設定の案件です。

番号 44 番は、合計面積 8,190 m²。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 44 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 44 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 それでは、議事について事務局と協議しますのでちょっと休憩します。

～～休憩～～

議 長 再開します。続きまして、132 ページの番号 47 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、「通常案件」の番号 47 番について事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長

阿部係長 はい。議長説明いたします。

132 ページをご覧ください。番号 47 番は、利用権の再設定の案件です。

番号 47 番は、合計面積 9,703 m²。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第

3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 47 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 47 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「通常案件」の番号 44 番と番号 47 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 今月の通常案件は、先程、ご審議いただいたものを含め、59 件、その内、賃貸借の新規は 13 件、再設定は 46 件の申し出がございました。

75 ページをご覧ください。番号 1 番から番号 13 番は、新規の利用権設定案件です。

番号 1 番は、面積 1,021 m²、番号 2 番は、合計面積 2,918 m²、番号 3 番は、合計面積 3,034 m²、番号 4 番は、合計面積 16,702 m²、番号 5 番は、合計面積 11,157 m²、番号 6 番は、合計面積 12,978.67 m²、番号 7 番は、面積 2,972 m²、番号 8 番は、合計面積 2,710 m²、番号 9 番は、合計面積 833 m²、番号 10 番は、合計面積 13,993 m²、番号 11 番は、合計面積 10,194 m²、番号 12 番は、合計面積 1,449 m²、番号 13 番は、合計面積 7,081 m²、それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、92 ページをご覧ください。さきほどご審議いただいた、番号 44 番と番号 47 番を除く番号 14 番から番号 59 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 44 番と番号 47 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 44 番と番号 47 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。

この案件には、委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

212 ページに記載の番号 43 番と、605 ページに記載の番号 451 番、875 ページに記載の番号 716 番、920 ページに記載の番号 804 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により関係 委員は退室をお願いします。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい。議長説明いたします。

あらかじめ申し上げます。今回の中間管理事業案件は、全て五箇地区における土地改良事業に伴う、農地中間管理機構への農地貸借の案件となります。また、所有者から機構への貸付と機構から譲受人への転貸を一括してお諮りするものです。

212 ページをご覧ください。番号 43 番は、合計面積 19,135 ㎡。これらを議案書記載のとおり機構に貸し付けるものです。また、605 ページの番号 451 番と、875 ページの番号 716 番、920 ページの番号 804 番は、機構から譲受人に転貸するもので、一括してお諮りするものです。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」の番号 43 番と番号 451 番、番号 716 番、番号 804 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」の番号 43 番と番号 451 番、番号 716 番、番号 804 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、335 ページに記載の番号 152 番と、729 ページに記載の番号 560 番、は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により関係 委員は退室をお願いします。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい。議長説明いたします。

335 ページをご覧ください。番号 152 番は、面積 104 m²。これらを議案書記載のとおり機構に貸し付けるものです。また、729 ページの番号 560 番は、機構から譲受人に転貸するもので、一括してお諮りするものです。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」の番号 152 番と番号 560 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」の番号 152 番と番号 560 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、357 ページに記載の番号 169 番と、360 ページに記載の番号 170 番、751 ページに記載の番号 577 番、754 ページに記載の番号 578 番、864 ページに記載の番号 696 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により関係 委員は退室をお願いします。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい。議長説明いたします。

357 ページをご覧ください。番号 169 番は、合計面積 19,271 m²。360 ページをご覧ください。番号 170 番は、合計面積 5,718 m²。これらを議案書記載のとおり機構に貸し付けるものです。

また、751 ページの番号 577 番と、754 ページの番号 578 番、864 ページの番号 696 番は、機構から譲受人に転貸するもので、一括してお諮りするものです。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」の番号 169 番と番号 170 番、番号 577 番、番号 578 番、番号 696 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」の番号 169 番と番号 170 番、番号 577 番、番号 578 番、番号 696 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「農地中間管理事業案件」の番号 43 番と番号 152 番、番号 169 番、番号 170 番、番号 451 番、番号 560 番、番号 577 番、番号 578 番、番号 696 番、番号 716

番、番号 804 番を除く案件について、事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい。議長説明いたします。

142 ページからをご覧ください。今月は、先ほどご審議いただいた案件を含め、408 件となっております。

全て五箇地区の土地改良事業に伴うもので、総面積 2,363,733.19 m²を中間管理機構へ貸付け、また、機構から譲受人に転貸するもので、一括してお諮りするものです。

番号 43 番と番号 152 番、番号 169 番、番号 170 番を除く、番号 1 番から番号 408 番は、農地中間管理機構への農地貸借で、議案書記載のとおりであります。

また、535 ページから始まる、番号 451 番、番号 560 番、番号 577 番、番号 578 番、番号 696 番、番号 716 番、番号 804 番を除く、番号 409 番から番号 816 番は、機構から譲受人に転貸するもので、一括してお諮りするものです。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

議 長 参考までに私からお聞きします。535 ページの 409 番と 624 ページの 464 番の譲受人の年齢が 90 歳と 92 歳となっておりますが、これはまだ農業に従事されているのでしょうか。

阿部係長 はい。

議 長 阿部係長。

阿部係長 今回の中間管理権の設定につきましては、補助整備の採択の関係で全ての農地について中間管理権を設定することと定められております。今回の場合、所有者以外の方を譲受人として設定できる方は設定したわけですが、そうでない方につきましても自分で自分に貸し付けるという形で全て網羅するように、ということが条件と聞いております。

その結果、自分で耕作している、あるいは作業委託等を行っている方もいらっしゃると思いますが、そういう方についても自分で自分に貸し付けるということで中間管理権が設定されております。実際に 90 歳の方が耕作されているかどうかは、今回の場合は考慮されておられません。以上であります。

議 長 わかりました。他に質問はありませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」の番号 43 番と番号 152 番、番号 169 番、番号 170 番、番号 451 番、番号 560 番、番号 577 番、番号 578 番、番号 696 番、番号 716 番、番号 804 を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」の、番号 43 番と番号 152 番、番号 169 番、番号 170 番、番号 451 番、番号 560 番、番号 577 番、番号 578 番、番号 696 番、番号 716 番、番号 804 を除く案件は、原案のとおり決定されました。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。

これをもちまして、令和 5 年第 11 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 50 分 閉会)